

歩行者の側方通過時における 交通死亡事故発生!



通学中の児童等が通行中は 一時停止！または徐行！

あなたは
こんな運転して
いませんか？

ガォウ

うわっ!
あぶないっ!

一時停止
して!

徐行して!



【道路交通法第71条第2号】

幼児や身体障害者の通行の保護

車両等の運転者は、次に掲げる者が通行または歩行しているときは、**一時停止**、または**徐行**してその通行（歩行）を妨げないようにしなければならない。

- ①身体障害者用の車を利用している者
- ②白色または黄色の杖を携えた身体障害者
- ③盲導犬を連れた目の見えない者
- ④監護者の付き添わない児童・幼児



罰則

3月以下の拘禁刑
又は5万円以下の罰金

違反点

2点

反則金

大型9千円	普通7千円
二輪6千円	原付5千円

